

社会福祉法人三密会役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三密会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条に基づき、理事、監事及び評議員が法人の会務に従事した場合の報酬及び費用弁償の基本的事項について定めることを目的とする。

(会務)

第2条 この規程の適用の対象となる会務は、次の各号に掲げる活動をいう。

- (1) 理事及び監事が定款第23条に定める理事会及び定款第18条に定める監査の職務に従事すること。
- (2) 評議員が定款第9条に定める評議員会に従事すること。
- (3) 理事、監事及び評議員が、その他研修会等の費用弁償することを承認して行う事業等に参加すること。

(費用の種類)

第3条 この規程によって弁償を受けることができる費用は、予算の範囲内において、次の各号に定めるものに限る。

- (1) 会務に従事するために要する交通費（以下「旅費」という。）
- (2) 会務に従事するために要する宿泊費（以下「宿泊費」という。）
- (3) 会務に従事するために要する日当代（以下「日当」という。）

(旅費)

第4条 第3条第1項の旅費は、社会福祉法人三密会役員報酬等規程の別表1に定めるところにより航空賃、鉄道賃、船賃、バス賃等の往復料金とする。

(宿泊費)

第5条 第3条第2項の宿泊費は日程の夜数に応じて、1夜当たり法人役員報酬等規程の別表2の定額により支給する。但し、寝台車利用の際は寝台料金とする。

(日当)

第6条 第3条第3項の日当は法人役員報酬等規程の別表2に定めるところによる。

(交通費等の計算)

第7条 もっとも経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の交通機関により計算する。

2 業務の都合又は順路により難しいときは、実際の経路及び交通方法によって計算する。

(支給方法)

第8条 第4条から第6条に定める報酬は、特に指定する自己名義の銀行預金口座への振り込みの要望がない場合は、現金で支給する。

2 市外の出張、研修等の場合には、要する金額を前渡しとする。

(委任)

第9条 この規程の定めるほか、必要な事項は評議員会において定める。

(改廃)

第10条 この規程を改廃するときは、評議員会の承認を得なければならない。

附則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

(別表第1) 交通費

区 分	運 賃	基 準
鉄道運賃	実 費	(1) 特別急行列車を運行する路線による旅行で片路100 km以上の場合は、特別急行料金を支給する。 (2) 新幹線を運行する路線による旅行で片路100 km以上の場合は、新幹線料金を支給する。 (3) 急行列車を運行する路線による旅行で片路50 km以上の場合は、急行料金を支給する。 (4) 運賃の等級区分を設けない路線による旅行の場合は、その乗車に要する運賃を支給する。
航空運賃		東京便の場合は、北九州空港発着便を原則する。
船 賃	2等運賃	等級区分を設けない船舶による旅行の場合は、その乗船に要する運賃を支給する。
バス運賃・ 車賃	実 費	

※ 法人理事長が必要と認めた場合は、その距離にかかわらず新幹線、特別急行、急行を利用することができる。

(別表第2)

区 分		金 額
宿泊費	1夜あたり	12,000円
日 当	片路50 km未満	1,100円
	片路50 km以上片路500 km未満	2,200円
	片路500 km以上	4,400円
	市内(継続4時間)	100円
	理事会・評議員会 評議員選任解任委員会	2,000円